

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十月十八日奈良県指令郡土第八一―四四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月三日郡土第五二二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月三日郡土第一五九号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市柳町三七九番一、三七九番六の一部、三七九番八の一部、三七九番一〇、

三七九番一一、三七九番一二、三七九番一三、三七九番一四、四三二番二の一部及び

三七九番六地先里道の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区今橋一丁目七番一五号

株式会社大岡産業 代表取締役 岡田達也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市柳町三七九番一、三七九番六の一部、三七九番八の一部、四三二

番二の一部及び三七九番六地先里道の一部

下水道 大和郡山市柳町三七九番一、三七九番六、四三二番二及び三七九番六地先

里道の各一部